

養父市

提案型市民協働事業  
募集要項



令和8年4月

## 目 次

1	提案型市民協働事業の概要.....	-1-
	（1）はじめに.....	-1-
	（2）背景.....	-1-
	（3）協働事業の目的.....	-2-
2	提案募集区分.....	-3-
3	応募の手続き.....	-4-
	（1）応募資格.....	-4-
	（2）募集事業の条件.....	-5-
	（3）事業の形態.....	-6-
	（4）事業の規模.....	-7-
	（5）事業期間.....	-7-
	（6）事業に要する経費.....	-7-
	（7）事業の対象となる経費.....	-8-
	（8）事業提案について.....	-10-
	（9）募集期間・提出先及びお問い合わせ先.....	-10-
4	提案事業の主な流れ.....	-11-
	（1）実施計画書の作成について.....	-13-
	（2）中間報告について.....	-13-
	（3）事業変更（中止・廃止）について.....	-13-
	（4）実績報告について.....	-13-
	（5）市の負担金の支払い.....	-14-
	（6）事業報告会.....	-14-
5	その他.....	-15-
	（1）情報公開・個人情報の取扱い.....	-15-
	（2）提案書等の様式の配布.....	-15-
6	Q&A.....	-16-
7	記入例.....	-20-

# 1

## 提案型市民協働事業の概要

### (1) はじめに

養父市では、区、地域自治組織、ボランティア団体、NPO 法人、公益活動を行う民間事業所など（以下「市民活動団体」といいます。）の専門性や柔軟性をいかした公益的な事業の提案を公募し、市民活動団体と市が協力し、対等な関係で事業を実施することで、様々な諸課題の効率的な解決を目指す制度を創設しました。

この制度は、市内の市民活動団体から、市と協働で行う事業の提案を受け、書類審査及び審査会による選考を経て、協働による事業実施を目指すものです。

### (2) 背景

少子高齢化や過疎化の進行、環境問題の深刻化、景気の低迷などによる社会経済状況の変化に伴い、現在の地域社会が抱える公共的な課題は多岐にわたっています。

多様化、複雑化した地域課題や市民ニーズに対して、今までどおりの行政組織の体制だけでは対応できないことが多くなってきています。

一方、市民活動団体は、市にはない行動力やノウハウ、独自のネットワークなどをもち、市民の視点で課題に柔軟に対応するなど、地域を担う主体として大きな役割を果たしています。

そこで、養父市まちづくり基本条例（平成 21 年養父市条例第 2 号）のまちづくりの理念である「相互協働の原則」に基づき、さらに多くの市民活動団体が参画し活動する活発なまちづくりを推進していくため、地域の現状や課題を把握している市民活動団体から事業提案をいただき、養父市と協働で事業を行うことで地域課題等の効果的・効率的な解決を図るため「提案型市民協働事業」を実施することとしました。



#### ワンポイント

##### 「市民活動団体」とは

営利を目的とせず、不特定多数の者の利益その他公共の利益のための活動を行うボランティア団体、NPO 法人、区、地域自治組織、企業等の団体をいいます。

### (3) 協働事業の目的

提案型市民協働事業では、この協働の考え方をもとに、「市と協働して事業を進めたい」、あるいは「既に行われている市の事業をより良いものにしたい。」という想いをお持ちの皆さんからの提案を受け、公共サービスの質の向上、市職員の協働意識の高揚、更には新たな事業への展開などを目指していきます。

提案事業の募集区分は、テーマ型（市がテーマを指定）と自由提案型（テーマ指定なし）があります。新たな事業提案だけでなく、市が既に実施している事業に関連する提案も可能ですが、収益を関係者で分配するような営利を主目的とした事業は提案できません。

提案は、一定のルールに基づき審査・選考されたのち、事業実施に向けた予算化を調整します。



#### ここは重要！！

市と協働して行う『公益＝社会全体の利益』を目的として行う事業ですので、営利を主目的とした事業は提案できません。

また、提案者と市が、それぞれの責任と役割分担を明らかにして行う事業のため、行政への一方的な要望や提案団体への支援といったものは、この提案事業にはなじみません。

本事業は市と市民活動団体が共通の目的を達成するために、お互いの協力を前提に実施するものです。単なる補助金目的の提案にはなじみません。



#### ワンポイント

##### 協働のメリット

- ・サービスの組み合わせによる市民の満足度の向上
- ・新しいニーズ、緊急的なニーズへの迅速な対応
- ・信頼性、安定性の保障と自由な発想・行動の相互補完
- ・事業運営の安定性                      など

## 2

## 提案募集区分

☆令和8年度募集事業より、テーマ型（市がテーマを指定）の募集を新設しました。

### テーマ型

養父市が抱えている課題のうち、市民活動団体の皆さまと協働して進めたいと思っている指定のテーマについて、具体的な事業提案を募集します。

令和8年度の事業テーマ

『趣味を通じた若者の出会い創造事業』

スポーツやペット、音楽など趣味を共通点とした交流イベントを実施。若者同士が知り合う機会をつくり、若者の定住意識の向上や新たな出会いの場の創出を目的としたもの。

○条件○

- ・イベントには男女がそれぞれ5名以上参加すること。
- ・参加対象年齢はおおむね35歳までとすること。
- ・単発のイベントのみとならないよう工夫すること。
- ・市指定のKPI達成を目指すこと。
- ・その他、提案書の作成にあたっては事前に市担当課へ相談すること。

### 自由提案型

テーマは問いません。地域をよく知っている皆さんが実施することで、市が行うよりもよりよい成果が期待できる事業提案を募集します。



### ワンポイント

#### 協働事業の実施例

他の自治体で行われている協働事業の実施例を紹介します。

#### 例1：健康づくりに貢献する事業

- ・ウォーキングコースを整備し、大会等を開催することで、地域交流・健康増進を図るとともに、ウォーキングコースの周知により市の魅力向上に寄与する。
- ・ニュースポーツ等の推進により市民の健康増進に寄与する。

#### 例2：関係人口創出事業

市外に住む人と地域の人との交流やイベントを通じて、地域のファンを獲得する企画に加えて、観光情報や行政情報（子育て施策など）について、年間を通じて多様な媒体で情報発信をすることで、さらなる関係人口の創出を図る。

### (1) 応募資格

営利を目的としない市民活動団体で、次の要件を全て満たすことが資格条件となります。

なお、テーマ型（市がテーマを指定）を除き、1つの団体が応募できるのは1事業です。ただし、複数団体の共同による応募も可能としますが、この場合は、提案者を構成するそれぞれの団体が次の要件を全て満たすことが必要です。

- ア 組織の運営に関する定款、規則、会則、規約又はこれに準ずるものを有していること。
- イ 市内に主たる事務所又は活動拠点を有すること。
- ウ 適正な会計処理が行われていること又は適正な会計処理を行う能力を有していること。
- エ 役員及び団体の構成員名簿の記載及び整理が適正に行われていること。
- オ おおむね5人以上の構成員で組織していること。

ただし、上記の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは対象団体としません。

- ア 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- イ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的とした団体でないこと。
- ウ 養父市暴力団排除条例（平成25年養父市条例第18号）に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者の統制下にある団体でないこと。

## (2) 募集事業の条件

対象となる協働事業は、次の条件を全て満たす事業とします。

- ア 養父市まちづくり計画に沿った施策や事業であるもの
- イ 市内で実施される公益的及び社会貢献的な事業であり、市民活動団体と市が協働して取り組むことにより地域課題又は社会的課題の解決が図られるもの
- ウ 具体的な効果及び成果が期待でき、市民サービスの向上が図られるもの
- エ 役割分担が明確かつ妥当であり、市民活動団体と市が協働で実施することにより相乗効果が期待できる事業であるもの
- オ 先駆性、専門性、柔軟性等をいかした新たな視点からの事業であるもの
- カ 事業計画、予算等が適正であるもの

ただし、前記の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は対象としません。

- ア 営利又は政治、宗教若しくは選挙活動を目的とするもの
- イ 特定の個人又は団体の利益を目的としたもの
- ウ 施設等の建設又は整備を目的とするもの
- エ 政策の提案に関するもの
- オ 学術的な研究に関するもの
- カ 事業の実施を伴わない調査に関するもの
- キ 地区住民の交流行事など親睦を主な目的とするもの
- ク 国、県、市、外郭団体から補助金を受けて実施するもの
- ケ 指定管理者制度に関わる事業
- コ 既存の制度で対応できるもの
- サ 公序良俗に反するもの

### (3) 事業の形態

事業の目的や実施方法などによって、市と市民活動団体がどのような形態で協働するのがいいのか、協議を重ねながら提案内容に適したものを選択します。

#### 【協働事業における事業の形態例】

① 委 託	② 共催・事業協力	③ 補 助
<ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>概 要</b>：市が進める行政課題に対して、市民活動団体等に協力を求めて、共同で事業を実施します。</li><li>・ <b>効 果</b>：市民活動団体の専門知識や豊富な実践経験を活かすことによって、市民ニーズにあったより良いサービスが提供できます。</li><li>・ <b>留 意</b>：事業の主体は市であり、その事業についての最終的な責任や成果も市に帰属するのが一般的です。しかし契約を結ぶ前に双方十分に協議を行い、役割や責任の分担、成果を双方で共有できるよう契約に明記したりすることにより「協働としての委託」と位置づけることが可能です。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>概 要</b>：市と市民活動団体がともに事業の主体となり共同で事業を行います。（実行委員会や協議会等を組織して行う場合を含みます。）あるいは、一方の事業の実行に他方が協力することをいいます。</li><li>・ <b>効 果</b>：参画団体それぞれの連携が図られるとともに、ノウハウやネットワークが活用されます。また市民の視点がいかされた事業が展開できます。</li><li>・ <b>留 意</b>：事業の実施責任はそれぞれ、又は双方が負い、成果は、それぞれ、又は双方に帰属します。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>概 要</b>：市民活動団体が自ら実施する公益性の高い事業について、その事業等を育成・助長するために、経費の全部又は一部を市が補助・助成します。</li><li>・ <b>効 果</b>：市が対応しにくい先駆的・実験的な事業などの実施により、きめ細やかなサービスの提供が可能となります。</li><li>・ <b>留 意</b>：事業の実施主体は補助を受ける側であり、事業の成果はその団体に帰属し、事業の実施責任も負うこととなります。</li></ul>

#### ワンポイント

##### 市が行っている上記以外の協働の形態

###### (1) 参画・提言

概 要：市の施策事業について、委員会、審議会、意見聴取会、審査会などを設け、市民からの意見や提案を生かす。

###### (2) 後 援

概 要：市民活動団体等が事業を行うに当たって、市の後援を受ける。後援名義の使用によって信頼性を高める目的で行うことが多いが、広報への協力や場所の提供など実益を伴う場合もある。

## (4) 事業の規模

協働事業の規模は、事業費が 10 万円以上のものとします。事業において市が負担する経費は、一事業当たり 50 万円を限度に、市の予算の範囲内で経費を負担します。ただし、役割分担により市が実施する役割において事務費等の経費が発生する場合については、その経費を含めたものとします。

なお、申請内容や応募件数により、不採択や金額の減額等もありますのでご了承ください。(自己財源を確保していることが望ましいです。)

## (5) 事業期間

協働事業の事業期間は、単年度とし、令和9年2月28日までに完了するものとします。ただし、3年を限度に継続して提案することができるものとします。



### ここは重要！！

提案のあった協働事業は、毎年度ごとに審査会を行います。

3年間は継続的に事業を実施する予定であっても、審査の結果によっては、単年度で終了となる場合もありますのでご承知ください。

## (6) 事業に要する経費

市が負担する経費の支払は、原則として履行確認後(事業完了後)に行いますが、経費の事前交付を受けなければ、事業の遂行に支障をきたす場合で、具体的な理由がある場合は、概算として市が負担する経費の 80%以内まで事前に交付することができます。この場合、残額は事業完了時に精算払いとします。経費は口座への振り込み払いです。口座登録等の手続きが必要となります。



### ここは重要！！

- ① 事業費のうち市が負担する経費は、提出された事業計画書や収支予算書により、事業ごとに判断することとします。  
(提案事業が採択されても、申請額どおり認められない場合もあります。)
- ② 事業とは直接関わりのない経費(団体の管理運営費、団体の基盤強化のための経費等)は、対象外です。
- ③ 市が事前に事業経費を負担した場合において、事業実施後に余剰金が発生した場合は、返還していただきます。
- ④ 市が事前に事業経費を負担した場合において、協働事業の実施が計画どおりに履行されておらず、かつ市で定めた延長期間内においても計画どおり完了できない場合は、未履行分の市の負担額を返還させるとともに、次年度(1年間)は、協働事業に参加できないことになることもありますので注意が必要です。

## (7) 事業の対象となる経費

市が負担する事業費の対象となる経費は、実施する事業に直接要する経費で、以下の表のようなものが考えられます。

### 【市が負担する事業費の対象となる経費（例）】

支出科目	内 容 等
人件費 (賃金・報酬)	事業を実施するに当たり必要な人件費で、対象経費の総額の 1/2 を限度とします。ただし、兵庫県の地域別最低賃金相当とします。
報償費	講習会・研修会など事業の実施に必要と認められる講師又は専門的技術協力者に対する謝金に限ります。団体の構成員に対する謝金は対象外です。
旅費	事業実施団体の構成員及び事業の実施に必要と認められる講師の交通費及び宿泊料（養父市職員等の旅費に関する条例（平成 16 年養父市条例第 56 号）に規定する旅費を限度とします。）に限ります。 【参考】車賃 30 円/km、一夜当たりの宿泊料は宿泊費基準額を上限とした実費を対象経費とします。（例：東京都 21,000 円、京都府 20,000 円、大阪府 16,000 円、兵庫県 17,000 円）
消耗品費	事業に直接使用する消耗品（印刷用消耗品を含む。）に限ります。
燃料費	事業に使用する機材又は車両の燃料代に限ります。
印刷製本費	事業を告知又は広報するチラシ又はポスター及び会議資料の印刷に限ります。
広報費	事業を告知するための経費に限ります。
通信運搬費	事業の実施に必要と認められる連絡等に使用する郵便及び電話の料金又は運搬に伴う配達料に限ります。
手数料	事業の実施に必要と認められる手数料に限ります。
保険料	事業の実施に必要と認められる保険に限ります。
委託料	事業の実施に必要と認められる委託料に限ります。（対象経費の 1/3 を限度とします。）
使用料及び賃借料	事業の実施のために使用する会場、車両その他必要と認められるものに限ります。（ただし、事務所の施設使用料は対象外です。）
原材料費	事業に直接使用する原材料に限ります。
その他	上記の科目によりがたい経費については、別途任意に記載してください。協議のなかで調整となります。



## ここは重要！！

- 提案事業以外に係る管理運営費・人件費・事務所経費等は対象外となりますので、ご注意ください。
- 対象経費とは、事業に要する経費のうち本事業において補助対象として認められる経費であり、事業費の総額ではありません。
- 提案書等に記載された経費の負担を保障するものではありません。市との協議の中で提案書記載の経費を調整させていただくこともあります。
- 協働実施後に余剰金が生じた場合は、返還していただきます。
- 補助金は、公金です。協働事業を実施するために支出する経費であっても、内容が補助対象経費にあてはまらないものについては補助金の対象外となります。
- 事業終了後、決算にて領収書の添付が必要となりますので、領収書等の証拠書類は大切に保管、整理をお願いします。



## ワンポイント

以下の経費については、事業費の対象とはなりません。

- ① 事業に直接関わらないスタッフに対する給与、賃金
- ② スタッフ・参加者への食事・弁当代
- ③ 商品券等金券の購入代金
- ④ 家賃（敷金、礼金等を含む。）
- ⑤ 団体の構成員に対する謝礼
- ⑥ 事務所の賃借料・購入費、光熱水費など団体の経常的な活動に関する経費
- ⑦ 不動産の取得・造成・補修・改装に関する経費
- ⑧ 領収書がないなど、支出の根拠が確認できない経費
- ⑨ 備品購入に関する経費
- ⑩ その他市長が適当でないと認める経費

## (8) 事業提案について

提案にあたっては、次の書類1部を協働する市の協働担当課（以下、市担当課）へ提出してください。市担当課は、担当課意見書（様式第7号）を添えて、やぶぐらし未来協創課へ提出します。

### 【提案時 提出書類一覧】

書 類 名	チェック欄	備 考 欄
①協働事業提案書（様式第1号）		
②協働事業計画書（様式第2号）		
③協働事業収支予算書（様式第3号）		
④団体概要書（様式第4号）		複数の団体が共同で提案する場合は、全ての団体について必要です。
⑤役員及び会員名簿（様式第5号）		
⑥団体目的等についての申出書（様式第6号）		
⑦団体の定款、規約、会則等 ※ 任意様式		
⑧担当課意見書（様式第7号）		市担当課において作成します。

※ 団体の活動内容が分かるもの（会報など）があれば、併せて提出してください。

※ 提出された書類は返却しません。必ずコピーをとっておいてください。

※ 応募に関し必要な経費は、提案団体の負担となります。

※ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とします。

## (9) 募集期間・提出先及びお問い合わせ先

今回の提案型市民協働事業（テーマ型）の募集期間や提出先については、次のとおりです。

- ① 募集期間 令和8年4月10日（金）～令和8年5月20日（水）
- ② 提出期限 令和8年5月20日（水）必着 ※募集期間を延長しました
- ③ 提出方法 持参（平日の8：30から17：15まで）又は郵便（締切日の消印有効）
- ④ 提出先 協働する市担当課（不明な場合は下記までお問い合わせください。）
- ⑤ お問い合わせ先

〒667-8651 兵庫県養父市八鹿町八鹿 1675 番地

養父市市民生活部 やぶぐらし未来協創課

電話 079 (662) 3172 / Eメール [yabugurashi@city.yabu.lg.jp](mailto:yabugurashi@city.yabu.lg.jp)

※令和8年度の提案型市民協働事業（自由提案型）の募集期間は下記のとおり終了しました。

- ① 募集期間 令和8年1月13日（火）～令和8年2月13日（金）

※ 応募関係書類は、養父市のホームページからダウンロードできます。

(<https://www.city.yabu.hyogo.jp>)

## 4

## 提案事業の主な流れ

提案された事業は、事前審査（書類、資格審査）、審査会による審査を経て、協働事業として選考されます。実施決定となれば、協定書を締結します。それから事業実施となり、中間報告のあと、実績報告の提出、事業報告会により報告をします。

## ① 提案団体と市担当課の協議、提案書作成

市民活動団体	提案団体は提案に先立ち、市担当課と協議を行う必要があります。提案内容について、課題・目的の共有、事業化や協働の必要性、実現可能性、手法、役割分担などを協議します。提案が法令に違反していないかなどの確認も行います。協議後に、提案書を提案団体から市担当課へ提出します。
--------	--

## ② 書類審査

市	市担当課経由で提出のあった提案書は、やぶぐらし未来協創課でとりまとめを行います。この段階で事前の書類審査を行います。
---	--

## ③ 審査会（プレゼンテーション）

市・市民活動団体	提案団体は市担当課立会いのもと、審査会で提案説明を行っていただきます。審査・選考は「養父市協働事業審査会」（以下「審査会」）が行います。団体からの内容説明、審査員からの質疑等をもとに審議を行い、事業を選定します。審査結果をもとに、実施事業の候補団体と予算規模を決定し、団体及び市担当課へ文書で通知します。 ※審査会当日に会場へご参加いただけない場合は、審査の対象外となります。 ※審査会の実施日時、場所（養父市内）等は、別途ご案内します。 ※候補を採択された段階では、まだ事業化が決定していませんので、ご注意ください。
----------	--

## ④ 実施計画書の作成

市民活動団体	審査結果の通知後、提案団体と市担当課で、事業費の妥当性や事業内容の詳細等を協議し、協定書に付する事業計画書（様式第9号）を作成します。また協働事業の採択に当たって条件が付されていた場合は、ここで事業内容の変更をしていただく必要があります。 事業目的、役割、責任分担や経費分担などの協議結果を事業計画書に記載します。
--------	--

## ⑤ 協定書の締結

市民活動団体	事業計画書が市担当課経由でやぶぐらし未来協創課に提出され、その内容で市と協定書を締結します。 協定書締結事務はやぶぐらし未来協創課にて行います。
--------	---



## ⑥ 事業の実施

市・市民活動団体	協定書を締結後、事業を実施していただきます。 市は、事業実施団体やその他関係団体とともに最も適した協働形態により事業に関わります。 事業実施団体と市担当課は協働事業の実施にあたって協働事業であることを意識し、定期的に情報交換・意見交換の機会を設けて、事業の進捗状況や実施内容等をお互いに管理しながら誠実に事業に取り組んでください。
----------	---



## ⑦ 中間報告

市民活動団体	事業実施期間の中期において、協働事業中間報告書（様式第 10 号）を市担当課へ提出してください。 《添付書類》 ①担当課意見書（様式第 7 号）
--------	--



## ⑧ 実績報告

市民活動団体	事業完了後、協働事業実績報告書（様式第 14 号）、協働事業報告書（様式第 15 号）、協働事業収支決算書（様式第 16 号）を市担当課へ提出してください。 《添付書類》 ①担当課意見書（様式第 7 号）
--------	--



## ⑨ 事業報告会

市・市民活動団体	事業実施団体及び市の協働担当課は、事業報告会において取り組んだ事業の成果、協働の成果・課題等の実績を審査会へ報告していただきます。 審査会は、実績報告に基づき総合的に事業を評価し、事業実施団体及び市担当課に対し、必要な助言を行います。
----------	--



### ここは重要！！

※ 協働事業実績報告書には、領収書の添付が必要となりますので、領収証等の証拠書類は、大切に保管、整理をお願いします。



## ワンポイント

### 事業実施中の情報発信について

事業の中でチラシやポスター、リーフレットなど配布物の制作、インターネット上への情報の公開等を行う際には、「養父市提案型市民協働事業」により実施している旨を明記してください。

## (1) 実施計画書の作成について

審査結果において付帯条件付きで採択された場合は、計画を見直したうえで実施計画書（様式第9号）を市担当課へ提出してください。

## (2) 中間報告について

事業実施期間の中期において、協働事業中間報告書（様式第10号）を市担当課へ提出してください。市担当課は、担当課意見書（様式第7号）を添えて、やぶぐらし未来協創課へ提出します。

## (3) 事業変更（中止・廃止）について

事業の実施途中で事業内容の変更や予算変更（減額のみ）又は事業の中止や廃止をする場合は、承認が必要となりますので、協働事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第11号）を市担当課に提出してください。

※ただし、軽微な変更については変更承認申請書の提出は不要です。

事業に変更が生じた場合は、事前に市担当課もしくはやぶぐらし未来協創課までご連絡ください。

## (4) 実績報告について

提案にあたっては、次の書類1部を協働する市の協働担当課（以下、市担当課）へ提出してください。市担当課は、担当課意見書（様式第7号）を添えて、やぶぐらし未来協創課へ提出します。

### 【報告時 提出書類一覧】

書 類 名	チェック欄	備 考 欄
①協働事業実績報告書（様式第14号）		
②協働事業報告書（様式第15号）		
③協働事業収支決算書（様式第16号）		領収書の写し等、支出根拠を添付してください。
④事業実施を証する写真、冊子等		
⑤担当課意見書（様式第7号）		市担当課において作成します。

## (5) 市の負担金の支払い

事業経費総額のうち、市負担額は口座への振り込み払いです。

支払い事務手続きは、やぶぐらし未来協創課にて行います。

まず、債権者登録の手続きが必要となります。実績報告書の提出後、債権者登録の手続きを行い、請求書（様式第 13 号）をやぶぐらし未来協創課へ提出してください。

※入金は請求書提出から 40 日後以内となります。

※すでに債権者登録をされている事業実施団体については、登録手続きは不要です。登録の有無をご確認ください。

※すでに概算払いとして一部負担金を受領している事業実施団体は、決算額から精算します。

## (6) 事業報告会

事業報告会は、3月に行います。

事業実施団体及び市担当課は、事業報告会において取り組んだ事業の成果、協働の成果・課題等の実績を審査会へ報告していただきます。

審査会は、実績報告に基づき総合的に事業を評価し、事業実施団体及び市担当課に対し、必要な助言を行います。

## (1) 情報公開・個人情報の取扱い

### ① 提案事業の内容等の公開

ア 提案のあった全ての事業についての事業概要と団体名は公表します。提出された提案書等は、原則として公開の対象となります。

イ 審査結果は公表します。

ウ 事業実施後の事業の成果や評価は公表の対象となります。

※ 審査結果等に異議を申し立てることはできません。

### ② 個人情報の取り扱い、事業費の支出

協働事業実施における個人情報の取扱いや事業費の出納については、適正を期してください。

## (2) 提案書等の様式の配布

提案書等の様式と募集要項・実施要項は、やぶぐらし未来協創課又は各地域局窓口にて配布します。

また、市ホームページ (<https://www.city.yabu.hyogo.jp/>) 「トップページ」市役所の組織>市民生活部 やぶぐらし未来協創課>協働事業」からも様式をダウンロードできます。

このQ&Aは、協働事業における主な質問を掲載しています。これ以外にもご不明な点がございましたら、やぶぐらし未来協創課へお問い合わせください。

#### Q1 どんなことが協働事業として提案できるのですか。

(答え)

地域で起こっているさまざまな課題を解決したい、という皆さんの想いを育てるための事業ですので、提案の分野や規模についての制約はありません。新たな事業の提案だけでなく、既に市が行っている事業に関連する提案も可能です。

ただし、政治・宗教に関わるものや営利を目的としたもの、私的な活動や公益性の低い事業は対象外となります。

#### Q2 提案すれば全て実施ができるのですか。

(答え)

提案された事業が全て実施されるとは限りません。市職員等で構成される審査会で審査を行い、協働に適した事業を選択します。

市は、審査会での報告を踏まえ、協働事業の候補を決定し、事業化を目指します。

また、市議会での予算成立が前提となりますので、提案内容どおり実施できない場合もあります。

#### Q3 市の役割としてどのようなことを考えていますか。

(答え)

市の役割は、事業化に向けて協議を進めていく中で具体的な調整を図ることになりますが、経費の負担だけでなく、市立施設の会場確保、ホームページなどでの事業告知、情報提供、関係機関との調整など想定しています。

#### Q4 現在、団体が実施している事業でも対象となりますか。

(答え)

現在、団体が自主的に実施している事業でも構いませんが、協働で実施することにより、内容や規模などの点で新たな事業展開が可能となり、効果がさらに高まることが期待できる事業が対象となります。

**Q5 民間などから助成を受けている事業についても対象となりますか。**

(答え)

対象にはなりますが、民間助成の規定の中で制約がある場合もあるため、確認をしてから提案してください。なお、国や地方公共団体（養父市を含む。）及びそれらの外郭団体から補助等を受けている事業又は受ける予定のある事業は、原則として対象外となります。

**Q6 収入が見込まれる事業については対象となりますか。**

(答え)

公益的・社会貢献的的事业であれば、収入が見込まれる事業についても対象となりますが、営利目的は対象外となるため、その収入を必要経費に充てることが前提となります。

**Q7 事業実施に伴い利用者から利用料などを徴収しても良いですか。**

(答え)

利用者から利用料を徴収しても構いません。ただし、その収入を事業の必要経費に充てることが前提となります。（支出を超える収入は認められません。）

**Q8 人件費は、提案事業のために新たに雇用したアルバイトのみが対象となるのですか。**

(答え)

正規職員、アルバイトや非正規職員の別にかかわらず、提案事業に関わる職員の人件費が対象となります。提案事業のために勤務した日数が、勤務日誌など客観的な資料に基づき確認することができれば、当該勤務した日数に応じて、人件費を計上することは可能です。（この場合、給与が事業所と協働事業から二重に支給されないよう注意してください。）ただし、対象経費の総額の1/2を限度とします。

**Q9 飲食代は対象経費となりますか。**

(答え)

スタッフ、参加者、講師への飲食代（食事・弁当・茶菓子代など）は対象外です。ただし、事業効果をあげるために支出する必要最小限の飲み物等は、対象とします。（ただし、参加者1人につき200円までとします。）

【例】清掃活動に伴う水分補給用のお茶、運営会議を行うためのお茶など。

**Q10 お祭りは、宗教活動に当たるのでしょうか。**

(答え)

それらの活動が、特定の神社等のための宗教行為ではなく、地域の伝統文化の継承・振興や地域振興の活動と判断され、市と協働する必要性が認められる場合は、この事業の対象となります。

#### Q11 調査事業は対象となりますか。

(答え)

調査のみを目的とした事業は対象となりません。ただし、調査を行った後、その結果を踏まえて市民向けイベントなどを行う事業であれば対象となります。

#### Q12 万が一事故が発生した場合のリスク負担はどのようになるのでしょうか。

(答え)

リスク負担につきましても、協議の中で整理することになりますが、基本的には実施団体において対応していただくこととなります。傷害保険や賠償責任保険の加入などの対応を踏まえ、収支予算書を作成していただきたいと考えます。なお、リスク分担をしていたとしても、万が一事故が発生した場合は、市も責任を問われる場合も想定されます。事故の発生した状況において、実施団体と市が連絡をとり、適切な対応をしていくことが必要と考えます。

#### Q13 市担当課との協議による事業提案はどのようにするのでしょうか。

(答え)

協働事業は、提案団体と市（協働担当課）の双方が、共通の目的に向かって事業を実施することになりますので、目的の共有ができるか、役割分担に応じた対応ができるかなど事業の実現性について協議したうえで、事業提案書を作成します。

#### Q14 審査会に当たり、新たに作成する資料などありますか。

(答え)

審査会の対象となった提案団体の皆さんには、発表に当たり、審査員に、提案事業の内容が分かるように事業説明を行っていただきます。その際、パワーポイントや模造紙などを活用して説明していただくこともできます。

#### Q15 提案型市民協働事業以外に市と一緒に事業することはできませんか。

(答え)

協働事業は、市民活動団体からの提案を受けて、公共サービスを市と一緒に提供していくことを制度として保障したものです。この事業以外にも従来型の協働事業（非営利団体との連携及び協力事業）として、実行委員会、共催、事業協力、委託などの形で、市と市民活動団体等が手を取り合っている事業があります。

#### Q16 協働する上で、どんな注意が必要ですか。

(答え)

協働のルールとして「目的の共有」「対等性の確保」「自主性・自立性の尊重」「透明性・公開性の確保」があります。協働事業は、異なる主体がお互いの特性を生かしながら、対等な関係で協力しあって行うものです。十分に協議をしながら、相互理解に努めていく必要があります。

また、市と協働する場合は、公共の担い手として、「法令遵守」「情報公開」「説明責任」といった公共のルールを守らなくてはなりません。特に公金の取扱いに関しては、帳簿の整備や保管などが必要になることを覚えておいてください。

#### Q17 事業内容について、実施中途での変更は可能ですか。

(答え)

事業実施中において、市民ニーズや社会的状況の変化に伴い、事業内容を大きく変更することが余儀なくされた場合は、実施団体と市の協働担当課との十分な協議を行っていただき、市の承認が得られれば事業の内容の変更ができます。ただし、この場合、内容が大きく変更となったときは、変更協定書の締結をしていただくこととなります。

#### Q18 協働によって期待される効果はなんですか。

(答え)

既にボランティアやNPOなどは、柔軟で自主的な活動により、市では手の届きにくい専門的なサービスを実践しています。このような市民協働は、将来は公共の分野に関わる多様なニーズに対応していくことも可能とされています。

さらに、各地域における協働の進展は、地域への愛着が一層深まるとともに、地域コミュニティや防災への備えなど、多方面にわたって相乗効果が得られるものと期待されています。

#### Q19 1つの団体が複数の事業を提案することは可能ですか。

(答え)

テーマ型（市がテーマを指定）に限り、上限50万円の事業を複数事業ご提案いただくことが可能です。

# 7

## 記入例

次のページより、提出していただく提案書類等の記入例を示します。



**ここは重要！！**

記入方法を例示しており、同じ内容で申請されても、採択になるとは限りません。

様式第1号（第8条関係）

協働事業提案書

年 月 日

養父市長 様

提案者 住 所 養父市八鹿町八鹿1675  
 団 体 名 ○○市民の会  
 代表者氏名 養父 太郎  
 電 話 番 号 1 2 3 - 4 5 6 - 7 8 9 0

養父市提案型市民参画協働事業実施要綱第8条の規定により、協働事業として次のとおり提案したいので、関係書類を添えて申請します。

なお、当該提案書記載事項について公開することを承諾します。

提案事業の名称	若者出合い支援事業
提案事業の内容	別添事業計画書のとおり
協働の形態	<input type="checkbox"/> 委 託 <input checked="" type="checkbox"/> 共催・事業協力 <input type="checkbox"/> 補 助 <input type="checkbox"/> その他( )
事業実施期間(予定)	令和7年4月1日から 令和8年2月28日まで
事業経費総額	750,000円
市に負担を求める額	500,000円
添付書類	(1) 協働事業計画書（様式第2号） (2) 協働事業収支予算書（様式第3号） (3) 団体概要書（様式第4号） (4) 役員及び会員名簿（様式第5号） (5) 団体目的等についての申出書 (6) 団体の定款、規約、会則又はこれに準ずるものの写し (7) 担当課意見書（様式第7号） (8) その他市長が必要と認める書類

## 協働事業計画書

提案事業の名称	若者出会い支援事業
団体名	〇〇市民の会
提案事業の概要	<p>1 解決しようとしている課題（現状と課題を踏まえた事業目的、事業に対するニーズ、提案した背景を分かりやすく記載してください。）</p> <p>過疎化が進む養父市は人口の減少が進展しており、労働力不足、高齢化、生活環境の悪化など様々な問題を引き起こすとともに、地域社会の活力低下をも引き起こし、将来への不安を増大させるなど心理的悪影響も及ぼしています。</p> <p>また養父市では未婚化も深刻な問題となっており、若年層が当市を離れることによって、若者同士の交際の機会は減少し、単に結婚相手の不足だけでなく、異性のコミュニケーションの学ぶ機会も減少しており、より一層未婚化を加速させるなど負のスパイラルに陥っています。このため養父市に在住の若者に対し、出会いの場を提供することで、コミュニケーションのスキルアップと異性との出会いを創出し、交際を支援することで人口減少に歯止めをかけ、活力ある地域づくりを進めるための事業の必要性が求められています。</p> <p>2 課題解決の方策（どのような方策又は手法で課題を解決しようとしているのか具体的に記載してください。）</p> <p>晩婚化が進む但馬の独身男女に対し、市内企業や観光業者等の協力を得ながらバスツアーや交流会など「出会いの場」を提供していくとともに、年間を通じて出会いサポートセンターを開設します。</p> <p>サポートセンターでは、出会いの場の情報を行うとともに、要望や課題などを利用者から聞き取ることで、若者の結婚に対する意識調査を行います。</p> <p>行政ではできない柔軟な対応と刻々と変化する状況に対応できるよう、常にニーズの分析と効率的な支援策を検討していき、最も適した支援が図れるよう事業を実施します。</p> <p>○バスツアーの実施 ○交流会の実施 ○サポートセンターの開設</p> <p>3 成果目標（目標について数値化するなど、できるだけ詳しく記載してください。）</p> <p>【成果目標】 連携企業10事業所</p> <p>サポートセンターを設立し、きめ細やかな情報提供を図る。また地元企業にも連携していただくことで、企業のイメージアップやPR、又は雇用対策なども繋がり、市全体の相乗効果が高まる。</p> <p>【成果目標】 交際成立数10組</p> <p>常にニーズ把握に努め、その時々適切な対応を行うとともに、きめ細やかなサービス（支援）を行うことで、出会いイベントにおける交際成立数を高める。</p>

<p>協働の必要性 及び効果</p>	<p>協働しなければならないこと、協働することで得られる効果を記載してください。</p> <p>当団体の掲げる事業を、市の資金や組織力等と協働することで、より効果的に実現することが可能となります。</p> <p>また、信頼性の高い行政と協働することで、社会的な理解や評価が高まり、活動がしやすくなります。また社会的理解と信頼が進むことで、イベント実施時においても、参加者募集について最大限の効果が得られます。</p>																											
<p>事業実施において必要なもの（こと）及び役割分担</p>	<p>区 分</p>	<p>内 容</p>	<p>主に団体</p>	<p>主に市</p>																								
	<p>企 画</p>	<p>イベントの企画・実施</p>	<p>●</p>																									
		<p>地元企業・関係機関との連携依頼</p>	<p>●</p>																									
	<p>広 報</p>	<p>広報紙へのイベント告知文の掲載</p>		<p>●</p>																								
		<p>告知チラシ・ホームページ作成</p>	<p>●</p>																									
		<p>メールマガジンの作成</p>	<p>●</p>																									
	<p>受 付</p>	<p>受付業務</p>	<p>●</p>																									
	<p>運 営</p>	<p>サポートセンターの運営</p>	<p>●</p>																									
	<p>経 費</p>	<p>事業経費</p>		<p>●</p>																								
<p>事業 スケジュール</p>	<p>いつ頃、どのようなことをする予定ですか。（任意様式でも構いません。）</p> <table border="1" data-bbox="408 1169 1422 2054"> <thead> <tr> <th data-bbox="414 1178 606 1214">時 期</th> <th data-bbox="612 1178 1415 1214">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="414 1223 606 1460">4 月</td> <td data-bbox="612 1223 1415 1460"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体構想について検討</li> <li>・関係団体、市、企業、合同説明会及び意見交換</li> <li>・協力企業と個別に企画打合せ</li> <li>・サポートセンターの開設（以後、年末、年始を除く3月末日まで開設）</li> <li>・7月イベント（交流会①）の開催要項の検討・作成</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="414 1469 606 1505">5 月</td> <td data-bbox="612 1469 1415 1505"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7月イベントチラシの作成及び市広報依頼</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="414 1514 606 1550">6 月</td> <td data-bbox="612 1514 1415 1550"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交流会①の実施及び評価・反省</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="414 1559 606 1796">7 月</td> <td data-bbox="612 1559 1415 1796"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・9月イベント（バスツアー①）の開催要項の検討・作成</li> <li>・9月イベントチラシの作成及び市広報依頼</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="414 1805 606 1841">8 月</td> <td data-bbox="612 1805 1415 1841"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バスツアー①の実施及び評価・反省</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="414 1850 606 1998">9 月</td> <td data-bbox="612 1850 1415 1998"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・11月イベント（交流会②）の開催要項の検討・作成</li> <li>・11月イベントチラシの作成及び市広報依頼</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="414 2007 606 2042">10 月</td> <td data-bbox="612 2007 1415 2042"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交流会②の実施及び反省・評価</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="414 2051 606 2087">11 月</td> <td data-bbox="612 2051 1415 2087"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1月イベント（バスツアー②）の開催用要項の検討・作成</li> <li>・1月イベントチラシの作成及び市広報依頼</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="414 2096 606 2132">12 月</td> <td data-bbox="612 2096 1415 2132"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バスツアー②の実施及び評価・反省</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="414 2141 606 2177">1 月</td> <td data-bbox="612 2141 1415 2177"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係団体、企業、市関係者による評価、反省</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="414 2186 606 2222">2 月</td> <td data-bbox="612 2186 1415 2222"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書の作成</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>				時 期	内 容	4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体構想について検討</li> <li>・関係団体、市、企業、合同説明会及び意見交換</li> <li>・協力企業と個別に企画打合せ</li> <li>・サポートセンターの開設（以後、年末、年始を除く3月末日まで開設）</li> <li>・7月イベント（交流会①）の開催要項の検討・作成</li> </ul>	5 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7月イベントチラシの作成及び市広報依頼</li> </ul>	6 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交流会①の実施及び評価・反省</li> </ul>	7 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9月イベント（バスツアー①）の開催要項の検討・作成</li> <li>・9月イベントチラシの作成及び市広報依頼</li> </ul>	8 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バスツアー①の実施及び評価・反省</li> </ul>	9 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・11月イベント（交流会②）の開催要項の検討・作成</li> <li>・11月イベントチラシの作成及び市広報依頼</li> </ul>	10 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交流会②の実施及び反省・評価</li> </ul>	11 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1月イベント（バスツアー②）の開催用要項の検討・作成</li> <li>・1月イベントチラシの作成及び市広報依頼</li> </ul>	12 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バスツアー②の実施及び評価・反省</li> </ul>	1 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係団体、企業、市関係者による評価、反省</li> </ul>	2 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書の作成</li> </ul>
時 期	内 容																											
4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体構想について検討</li> <li>・関係団体、市、企業、合同説明会及び意見交換</li> <li>・協力企業と個別に企画打合せ</li> <li>・サポートセンターの開設（以後、年末、年始を除く3月末日まで開設）</li> <li>・7月イベント（交流会①）の開催要項の検討・作成</li> </ul>																											
5 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7月イベントチラシの作成及び市広報依頼</li> </ul>																											
6 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交流会①の実施及び評価・反省</li> </ul>																											
7 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9月イベント（バスツアー①）の開催要項の検討・作成</li> <li>・9月イベントチラシの作成及び市広報依頼</li> </ul>																											
8 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バスツアー①の実施及び評価・反省</li> </ul>																											
9 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・11月イベント（交流会②）の開催要項の検討・作成</li> <li>・11月イベントチラシの作成及び市広報依頼</li> </ul>																											
10 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交流会②の実施及び反省・評価</li> </ul>																											
11 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1月イベント（バスツアー②）の開催用要項の検討・作成</li> <li>・1月イベントチラシの作成及び市広報依頼</li> </ul>																											
12 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バスツアー②の実施及び評価・反省</li> </ul>																											
1 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係団体、企業、市関係者による評価、反省</li> </ul>																											
2 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書の作成</li> </ul>																											

協働の実績	<p>地域住民や他の団体、行政と協働して取り組んだ活動（事業）などがありますか。ある場合は、いつ、誰と、どのような協働を行ったか記載してください。</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>)・ない)</p> <p>平成25年度に養父市の後援により、地域づくりを考えるシンポジウムを市立文化会館にて開催した。</p> <p>〇〇講師に講演会とパネルディスカッションの2部形式に実施し、今現在の養父市におかれている課題とこれからの地域づくりについて検討した。</p>
その他	<p>提案、事業実施に向けて、広くアピールしたいことがあれば記載してください。</p> <p>当会は平成22年より活動を始め、多彩な各分野に通じた会員のもと大気中の二酸化窒素測定、太陽熱調理器の普及、野菜の地産地消の実践、自然観察会の実施を行い、また年間の最大の行事として「みんなの環境展」を通して、地球温暖化問題に対する啓発、市域を中心とする環境団体の活動報告、企業の環境活動の紹介等を行ってきました。これらの実績をベースに効果的な事業展開ができます。</p>

備考 日本工業規格A 4サイズで作成し、記入欄に書ききれない場合は、別紙として添付してください。

様式第3号（第8条関係）

協働事業収支予算書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予 算 額	積 算 内 容
市負担金	500,000	
会費	250,000	
合 計	750,000	

2 支出の部

（単位：円）

区 分	予 算 額	積 算 内 容
人件費		
報償費		
旅費		
消耗品費		
燃料費		
印刷製本費		
広報費		
通信運搬費		
手数料		
使用料及び賃借料		
原材料費		
合 計	750,000	

※記入例

- ・区分欄は、次のように記載してください。  
 （収入）市負担金、事業収入、会費、寄付金など  
 （支出）賃金、報酬費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費など
- ・積算内容欄は、次のように記載してください。  
 （収入）入場料など受益者負担がある場合 ○○入場料1,000円×50人=50,000円  
 （支出）講師謝金 ○○セミナー講師 20,000円×2人=40,000円

様式第4号（第8条関係）

団体概要書

(ふりがな) 団体の名称	〇〇市民の会
団体の所在地	〒 養父市八鹿町八鹿 1675
(ふりがな) 代表者氏名	養父 太郎
連絡先	連絡先氏名 養父 花子 住所 〒 電話 /Fax E-mail
設立年月日	年 月 日(法人取得 年 月 日)
構成員数	5人(うち役員数 人)
団体の目的	養父市在住の独身男女に対し「出会いの場」を提供し、出会いサポートセンターの運営、管理を行う。
活動内容、 主な活動実績 (過去3年以内)	交流会（年2回）
主な活動地域	養父市
年間予算	
これまで受けた助成 金又は委託の実績	

備考 日本工業規格 A4 サイズで作成し、記入欄に書ききれない場合は、別紙として添付してください。



年 月 日

団体目的等についての申出書

提案者	住 所	養父市八鹿町八鹿1675
	団体名	〇〇市民の会
	代表者氏名	養父 太郎 ⑩
	電話番号	123-456-7890

当団体は、下記のいずれにも該当しています。

記

- 1 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でない。
- 2 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的とした団体でない。
- 3 養父市暴力団排除条例（平成 25 年養父市条例第 18 号）に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者の統制下にある団体でない。

様式第7号（第8条、第13条、第17条関係）

協働事業（提案・中間報告・実績報告）に係る担当課意見書

（ 課 ）

協働団体名	〇〇市民の会
事業の名称	若者出会い支援事業
現 状	<p>過疎化が進み人口減少が進展し、労働力不足、高齢化、生活環境の悪化など様々な問題を引き起こすとともに、地域社会の活力低下をも引き起こし、将来への不安を増大させるなど心理的悪影響も及ぼしている。</p> <p>また養父市では未婚化も深刻な問題となっており、若年層が当市を離れることによって、若者同士の交際の機会は減少し、単に結婚相手の不足だけでなく、異性のコミュニケーションの学ぶ機会も減少しており、より一層未婚化を加速させるなど負のスパイラルに陥っている。</p>
<p>担当課意見</p> <p>提案：協働の必要性や市の担う役割、協働による効果など</p> <p>中間報告：事業実施による効果、成果、課題の検証と目標達成に向けた今後の取組等</p> <p>実績報告：事業実施及び市との協働による効果、成果と今後の課題</p>	<p>※担当課にて記載します。</p>

担当課確認印

様式第9号（第12条関係）

協働事業実施計画書

事業の名称	若者出会い支援事業		
事業の目的	養父市に在住の若者に対し、出会いの場を提供することで、コミュニケーションのスキルアップと異性との出会いを創出し、交際を支援することで人口減少に歯止めをかけ活力ある地域づくりを進める。		
事業の概要	年間を通じた出会いサポートセンターを開設。 交流会の実施 バスツアーの実施 利用者からの聞き取りで若者の結婚に対する意識調査を行う。		
事業実施において必要なもの（こと）及び役割分担			
区分	内 容	主に団体	主に市
企画	イベントの企画・実施	○	
企画	地元企業・関係機関との連携依頼	○	
広報	広報誌へのイベント告知分の掲載		○
広報	告知チラシ・ホームページ作成	○	
広報	メールマガジンの作成	○	
受付	受付業務	○	
運営	サポートセンターの運営	○	
経費	事業経費		○

## 事業経費

収入の部

(単位：円)

事業内容	積算内容	予算見込額
市交付金		
イベント参加費		
合 計		

支出の部

(単位：円)

事業内容	積算内容	予算見込額
人件費		
旅費		
消耗品費		
印刷製本費		
燃料費		
通信運搬費		
手数料		
委託料		
保険料		
使用料及び賃借料		
合 計		

※任意様式でも構いません。

## 事業スケジュール

時 期	事業内容
4月	サポートセンターの開設
7月	イベント（交流会①）
9月	イベント（バスツアー①）
11月	イベント（交流会②）
1月	イベント（バスツアー②）
2月	報告書作成

※任意の様式でも構いません。

※収入と支出の合計額は同じになるようにしてください。

様式第10号（第13条関係）

協働事業中間報告書

年 月 日

養父市長 様

協働団体 住 所 養父市八鹿町八鹿1675  
 団体名 ○○市民の会  
 代表者氏名 養父 太郎

実施事業名	若者出合い支援事業
事業経費	750,000 円 (内、すでに支出した経費額 350,000 円)
事業実施期間	令和8年 4月 1日から 令和9年 2月28日まで
中間時点での 目標達成度	<p>目標に対する事業の進行度合等について、できるだけ詳しく記載してください。</p> <p>4月○日 関係者合同説明会 参加者20名              4月○日 サポートセンター開設              5月○日 企画会議（交流会①） 参加者10名              7月○日 交流会① 参加者15名              7月○日 企画会議（交流会①反省、バスツアー①）              参加者10名              9月○日 バスツアー① 参加者20名              9月○日 企画会議（バスツアー①反省、交流会②）              参加者10名</p> <p>サポートセンター利用者数・・・合計 125名              4月：30名 5月：20名 6月：10名              7月：35名 8月：10名 9月：20名</p>
後期に向けての 課題等	バスツアー②で計画しているが、コロナウイルス感染が広がっているため、中止にし、代わりにの事業として交流会③で計画する。

担当課確認印

様式第11号（第14条関係）

協働事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

養父市長 様

協働団体 住 所 養父市八鹿町八鹿1675  
団体名 ○○の会  
代表者氏名 養父 太郎  
電話番号 123-456-7890

令和8年4月1日付けで協定書を締結した協働事業について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、養父市提案型市民協働事業実施要綱第14条第1項の規定により、次のとおり申請します。

事業名	若者出会い支援事業	
変更（中止・廃止）の理由	感染症が拡大の傾向にあり、感染防止対策のため。	
変更（中止・廃止）の内容	変更前	変更後
	バスツアー② （事業費 250,000円）	交流会③ （事業費200,000円）
添付書類	交流会③計画書および決算見込み書	

様式第13号（第15条関係）

請求書

年 月 日

養父市長

協働団体 住 所 養父市八鹿町八鹿1675  
 団体名 ○○の会  
 代表者氏名 養父 太郎

㊞

養父市提案型市民協働事業実施要綱第15条第4項の規定により、次のとおり請求します。

事業の名称	若者出会い支援事業
交付決定額	450,000 円
既交付済額	400,000 円
今回交付請求額	50,000 円

振込先	金融機関名	但馬 銀行・信用金庫・農協	支店	八鹿 支店・本店
	口座番号	9 8 7 ☆ 6 5 4	預金種別	普通・当座・その他 ( )
	フリガナ	マルマルノカイ		
	口座名義人	○○の会		

様式第14号（第17条関係）

協働事業実績報告書

担当課確認印

年 月 日

養父市長 様

協働団体 住 所 養父市八鹿町八鹿1675  
団体名 ○○の会  
代表者氏名 養父 太郎  
電話番号 123-456-7890

令和8年4月1日付けで協定書を締結した協働事業が完了したので、養父市提案型市民協働事業実施要綱第17条第1項の規定により、次のとおり報告します。

なお、当該実績報告書の記載事項について公開することを承諾します。

実施事業名	若者出会い支援事業		
事業の着手年月日	令和8年4月1日	事業の完了年月日	令和9年2月28日
事業経費総額	700,000 円		
事業の実績	別添事業報告書のとおり		
添付書類	(1) 協働事業報告書（様式第14号） (2) 協働事業収支決算書（様式第15号） (3) 事業実施を証する写真、冊子等 (4) 担当課意見書（様式第7号） (5) その他市長が必要と認めるもの		

## 協働事業報告書

実施事業名	若者出会い支援事業
事業経費	700,000 円 (うち市負担経費額 450,000 円)
目標達成度	1 達成度（数字などを用い、できるだけ詳しく記載してください。）  連携企業5事業所（目標：10事業所） 交際成立数1組（目標：10組）
	2 上記の理由 実績がないため、なかなか事業所の承諾に至らなかった。事業所側のメリットをもう少し掘り下げたうえで説得交渉に臨む必要があった。  イベントごとに参加メンバーを変えていたため、成立につながりにくかったのではないかと考える。
事業実施の効果及び市と協働したことによる効果	市による宣伝効果のおかげで市内の参加は少なかったが、市外からの参加がのぞめた。
その他の成果と今後の課題	協力してもらえる企業の増加を目指して、魅力的なイベントや事業の企画力が必要である。また、市により協力してもらえた宣伝力を今後、どのように自分たちで実施していくかも今後の課題である。

協働事業収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	決 算 額	内 容
参加費 市負担金		
合 計	700,000	

2 支出の部

(単位：円)

区 分	決 算 額	内 容
人件費 報償費 旅費 消耗品費 燃料費 印刷製本費 通信運搬費 手数料		
合 計	700,000	

**養父市 市民生活部 やぶぐらし未来協創課**

〒667-8651 兵庫県養父市八鹿町八鹿 1675 番地

電 話：079（662）3172 直通

FAX：079（662）7491

Eメール：yabugurashi@city.yabu.lg.jp